

1. 教育職員免許状

本学の授業科目の履修状況によって、中学校や高等学校の保健体育の教員としての免許状を取得することができます。しかし、その免許状を取得したからといって、直ちに教員に採用されるわけではありません。教員として採用されるためには都道府県教育委員会が実施する教員採用のための試験に合格しなければなりません。実際に保健体育の教員になるための競争は激しいです。

したがって、実際に教員として採用されることを希望する学生は、免許状の取得は当然のこととして、それ以上にそれ相応の勉強をしなければなりません。

次に、教育職員免許状を取得するために、本学で修得しなければならない授業科目及び履修方法について説明します。

(1) 免許状の種類及び要件

本学で取得できる普通免許状（教科）は保健体育科目であり、その種類及び基礎資格等は次のとおりです。

免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数				介護等体験
		66条の6	教科専門	教育専門	大学独自	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	8	28	27	4	7日間の介護等体験が必要
高等学校教諭一種免許状		8	24	23	12	介護等体験は不要

（注）1. 免許状を取得するためには、教育職員免許法に基づく「教科及び教科の指導法に関する科目（教科専門科目）」「教育の基礎的理解に関する科目等（教育専門科目）」「大学が独自に設定する科目（大学独自科目）」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設している科目（66条の6科目）」を修得することとなっています。

ただし、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができます。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」には、教育職員免許法の科目区分ごとに「一般的包括的内容を含む科目」が設定されています。この科目を修得していない場合は、最低修得単位数を超えていたとしても免許状の取得ができませんので、必ず修得してください。

3. 中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする学生は、社会福祉施設（5日）及び特別支援学校（2日）において7日間の介護等体験が必要です。

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び修得単位数

施行規則第66条の6に定める科目		左記に対応する本学の開講授業科目
科目	最低修得単位数	
日本国憲法	2	日本国憲法
体育	2	㊸体育・スポーツ哲学と倫理 体育学概論
外国語コミュニケーション	2	㊸英語コミュニケーションⅠ ㊸英語コミュニケーションⅡ ㊸上級英語コミュニケーション 総合英語Ⅰ～Ⅶ
情報機器の操作	2	情報処理A 情報処理B 情報処理C
計	8	

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目及び修得単位数

修得すべき教科及び教科の指導法に関する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教免法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目	
科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
教科に関する専門的事項	体育実技	専修科目	競技スポーツ論・実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（陸上競技 水泳 体操競技 バレーボール バスケットボール サッカー テニス 海洋スポーツ 自転車競技 野球） 専修武道論・実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（柔道 剣道）
		関連実技科目	○陸上・体操・水泳 ○ダンス バスケットボール サッカー バレーボール テニス 卓球 バドミントン ソフトボール（選択必修）（下欄2参照） 柔道 剣道（選択必修）（下欄2参照） エアロビックダンス ジョギング&ウォーキング 生涯スポーツ・レクリエーション&ゲームズ アウトドアスポーツ実習（夏季）（夏季山岳レジャースポーツ実習） アウトドアスポーツ実習（冬季）（冬季山岳レジャースポーツ実習） 海洋スポーツ ラグビー ゴルフ なぎなた 相撲 弓道 野外活動 体カトレーニング
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	基礎科目 A	スポーツ社会学 スポーツマネジメント概論（スポーツ経営・管理学概論） スポーツ心理学 体育・スポーツ史（選択必修）（下欄3参照） 生涯スポーツ学概論
		基礎科目 B	○運動学概論 コーチ学概論 スポーツメンタルトレーニング論（スポーツカウンセリング論） 武道学概論 スポーツと法
		応用科目	スポーツ政策論（体育・スポーツ行政学） 応用スポーツ心理学 スポーツマーケティング論 武道文化論 武道史 スポーツ戦術実践論 スポーツ産業論 スポーツ調査法（社会調査論） スポーツビジネス論（スポーツ運営論）
		ゼミナール	ゼミナールⅡ ゼミナールⅢ
		専攻科目	生涯スポーツ学総論（レジャー・レクリエーション論）（施設・用具・プログラム論）
		指導実践科目	生涯スポーツ指導実習
	生理学（運動生理学を含む。）	社会・文化・自然科目	身体科学論
		基礎科目 A	○運動生理学 解剖生理学 スポーツ栄養学 バイオメカニクス スポーツ医学
		基礎科目 B	トレーニング科学概論
		応用科目	運動処方論 コンディショニング論・実習（マッサージ・テーピング論・実習） 身体発育発達・老化論（身体発育発達論） 運動生化学 ヘルスプロモーション論・実習
		実験演習科目	体育学実験Ⅰ 体育学実験Ⅱ
	衛生学・公衆衛生学	基礎科目 A	○衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	基礎科目 A	健康教育学
		基礎科目 B	○救急処置論・実習 ○学校保健
		応用科目	アスレチック・リハビリテーション論（アスレチックトレーナー論）
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8 (4)	教職関連科目	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅲ 保健体育科教育法Ⅳ
計	28 (24) 以上		

(履修方法等)

- は、必ず修得しなければならない授業科目（一般的包括的内容を含む科目）を示します。
- 『体育実技』の単位は、関連実技科目のなかで一般的包括的内容を含む科目に設定されている下記①～②の科目について次のとおり修得するものとします。
 - 「バスケットボール」「サッカー」「バレーボール」「テニス」「卓球」「バドミントン」「ソフトボール」のうちから1科目以上修得するものとします。
 - 「柔道」「剣道」のうちから1科目以上修得するものとします。
- 『体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史』の単位は、「スポーツ社会学」「スポーツ経営・管理学概論」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうちから1科目以上修得するものとします。
- () は、高等学校教諭一種免許状を受ける場合の最低修得単位数を示します。

(4) 教育の基礎的理解に関する科目等及び修得単位数

修得すべき教育の基礎的理解に関する科目等及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教免法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開講授業科目			
科 目	各科目に含める必要事項	最低修得 単 位 数	授業科目	単 位	開設年次	
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	学校と教育の歴史	2	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育法・教育行政	2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (8)	道徳の理論と指導法	2	3	
	中学校：総合的な学習の時間の指導法 高校：総合的な探究の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1	3	
	特別活動の指導法		特別活動論	1	3	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		①または②のいずれかを修得	① 教育方法・技術	2	2
				② 教育の方法と技術	1	2
				教育とICT活用	1	2
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談・カウンセリング論	2	3			
教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	5 4	4 4	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	4	
計		27 以上 (23 以上)				

(履修方法等)

- 1 () は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数を示します。
- 2 「道徳の理論と指導法」については、高等学校教諭一種免許状を取得する場合には修得を要しない。
- 3 教育実習については、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合は「教育実習Ⅰ」を、高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は「教育実習Ⅱ」を修得しなければなりません。

(5) 大学が独自に設定する科目及び修得単位数

修得すべき大学が独自に設定する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教免法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目等	
教免法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目	中 4 高 1 2	ボランティア活動	1
		※ 介護等体験	1
		※※ 道徳の理論と指導法	2
		総合演習 A	2
		総合演習 B	2
		総合演習 D	2
(履修方法等)			
1 ※の科目は、中学校教諭一種免許状の取得において必修とします。			
2 ※※の科目は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合において、大学が独自に設定する科目の単位とします。			
3 「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とします。			

(6) 教育実習の概要

教育実習については、次のような基本方針を定めて実施しています。

また、教育実習の実施計画などについて適切な指導が行えるよう、教職教育等小委員会が設置されています。

ア 教育実習の目的

教育実習は、教育実践の場において、実習校の校長、教頭及び指導教諭の指導のもとで直接生徒に接し、教師になるために必要な実践上及び研究上の専門的知識、技術を習得するために実施されています。

このような観点から教育実習の目的は、およそ次の4点に要約されます。

- ① 学校教育の実践の場において、教育の実態を知ること。
- ② 大学で学んだ教科の理論、知識、技術を実習を通して実践展開し、保健体育に関する専門的能力を身につけること。
- ③ 専門とする保健体育に関する教科のほか、ホームルーム活動、クラブ活動、生徒指導及び学校行事等の学校教育全般にわたって体験し、理解を深めること。
- ④ 生徒の発達を全体的に理解し、教育者としての自覚と資質を高めること。

イ 教育実習の内容

教育実習は、原則的には、それぞれの実習校の教育課程や指導計画に従うことになりますが、それは上述したように観察、参加、及び実習から成り立っています。学校の組織を知り、教育活動の全般について観察し、次に参加して、実際に授業を行い、学級担任の任務を理解するとともに、生徒個人及び学級集団における人間関係を知る力をも養うものです。

実習校では、およそ次のような領域にわたって実習することになります。

- ① 保健体育科教科の学習指導 - その準備、実施、評価
- ② 学級活動・ホームルーム活動
- ③ 生徒会活動
- ④ 学校行事
- ⑤ 道徳教育（中学校）
- ⑥ 個別的生徒指導
- ⑦ 管理的事務処理

ウ 教育実習の参加資格

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。教育実習を履修する場合の参加条件科目は、本学において修得した科目のみとなります。（入学前の既修得を除く）

●平成31年度、令和2・3年度入学生のうち「教育実習Ⅰ」参加者（中学校及び高等学校免許取得希望者）

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。（90単位以上修得していること。）
- ② 「日本国憲法」を修得していること。
- ③ 「体育・スポーツ哲学と倫理」または「体育学概論」を修得していること。
- ④ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑤ 「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「上級英語コミュニケーション」のうちいずれか1科目以上を修得していること。または、「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑥ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」を修得し、「スポーツ社会学」「スポーツ経営・管理学概論」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑦ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育方法・技術」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

●平成31年度、令和2・3年度入学生のうち「教育実習Ⅱ」参加者（高等学校のみ免許取得希望者）

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。（90単位以上修得していること。）
- ② 「日本国憲法」を修得していること。
- ③ 「体育・スポーツ哲学と倫理」または「体育学概論」を修得していること。
- ④ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑤ 「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「上級英語コミュニケーション」のうちいずれか1科目以上を修得していること。または、「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑥ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」を修得し、「スポーツ社会学」「スポーツ経営・管理学概論」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑦ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育方法・技術」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

エ 教育実習の事前及び事後指導

教育実習参加希望者に対しては、教育職員の役割、教育実習生としての心得、教育実習の内容、実習方法、実習中の注意事項等についての事前指導を行うとともに、教育実習終了後に、更に事後指導を行います。

なお、事前及び事後指導に出席しない学生に対しては、原則として教育実習の単位は認定されません。

オ 教育実習方法と評価

教育実習の内容に従い、具体的な指導計画の立案、実施、評価については、実習校の校長に一任します。

カ 教育実習の時期と期間

- ① 中学校と高等学校両方の教員免許状を取得希望の人
原則として、中学校で4年次の春期に連続3週間の実施となります。
ただし、連続3週間の実習が可能な場合は、高等学校での実習を認めます。
- ② 高等学校の免許状のみ取得希望の人
原則として、高等学校で4年次の春期に連続2週間の実習となります。

キ 教育実習経費

教育実習に係る謝金等の教育実習経費は、実習生の個人負担となります。金額は、実習校及び実習地域により異なりますので、留意しておいてください。

ク 教育実習を履修する上での留意事項

教育実習を履修する学生は、教員免許状を取得する目的や教育実践の場での実習であることを認識した上で、十分な事前準備や事後における復習を行うとともに、教員採用試験を受験することが望ましく、採用されるための準備を早い時期から行うことが大切です。

(7) 教育実習演習の時期と履修要件

教育実践演習は「教職課程の集大成」として位置づけ、教員になるために必要な知識や技能等を再確認するものです。

以上を踏まえて教職実践演習の開講時期と履修要件は次のとおりとします。

ア 開講時期

4年次の後期とする

イ 履修要件

教育実習を履修した者、又は、同一年度内において教育実習を履修予定の者

1. 教育職員免許状

本学の授業科目の履修状況によって、中学校や高等学校の保健体育の教員としての免許状を取得することができます。しかし、その免許状を取得したからといって、直ちに教員に採用されるわけではありません。教員として採用されるためには都道府県教育委員会が実施する教員採用のための試験に合格しなければなりません。実際に保健体育の教員になるための競争は激しいです。

したがって、実際に教員として採用されることを希望する学生は、免許状の取得は当然のこととして、それ以上にそれ相応の勉強をしなければなりません。

次に、教育職員免許状を取得するために、本学で修得しなければならない授業科目及び履修方法について説明します。

(1) 免許状の種類及び要件

本学で取得できる普通免許状（教科）は保健体育科目であり、その種類及び基礎資格等は次のとおりです。

免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数				介護等体験
		66条の6	教科専門	教育専門	大学独自	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	8	28	27	4	7日間の介護等体験が必要
高等学校教諭一種免許状		8	24	23	12	介護等体験は不要

（注）1. 免許状を取得するためには、教育職員免許法に基づく「教科及び教科の指導法に関する科目（教科専門科目）」「教育の基礎的理解に関する科目等（教育専門科目）」「大学が独自に設定する科目（大学独自科目）」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設している科目（66条の6科目）」を修得することとなっています。

ただし、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができます。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」には、教育職員免許法の科目区分ごとに「一般的包括的内容を含む科目」が設定されています。この科目を修得していない場合は、最低修得単位数を超えていたとしても免許状の取得ができませんので、必ず修得してください。

3. 中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする学生は、社会福祉施設（5日）及び特別支援学校（2日）において7日間の介護等体験が必要です。

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び修得単位数

施行規則第66条の6に定める科目		左記に対応する本学の開講授業科目
科目	最低修得単位数	
日本国憲法	2	日本国憲法
体育	2	体育学概論
外国語コミュニケーション	2	総合英語Ⅰ～Ⅶ
情報機器の操作	2	情報処理A 情報処理B 情報処理C
計	8	

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目及び修得単位数

修得すべき教科及び教科の指導法に関する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教免法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目	
科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
教科に関する専門的事項	体育実技	専修科目	競技スポーツ論・実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（陸上競技 水泳 体操競技 バレーボール バasketボール サッカー テニス 海洋スポーツ 自転車競技 野球） 専修武道論・実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（柔道 剣道）
		関連実技科目	○陸上・体操・水泳 ○ダンス バスケtボール サッカー バレーボール テニス 卓球 バドミントン ソフトボール（選択必修）（下欄2参照） 柔道 剣道（選択必修）（下欄2参照） エアロビクダンス ジョギング&ウォーキング 生涯スポーツ・レクリエーション&ゲームズ アウトドアスポーツ実習（夏季） アウトドアスポーツ実習（冬季） 海洋スポーツ ラグビー ゴルフ なぎなた 相撲 弓道 野外活動 体力トレーニング
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	基礎科目 A	スポーツ社会学 スポーツマネジメント概論 スポーツ心理学 体育・スポーツ史（選択必修）（下欄3参照） 生涯スポーツ学概論
		基礎科目 B	○運動学概論 コーチ学概論 スポーツメンタルトレーニング論 武道学概論 スポーツと法
		応用科目	スポーツ政策論 応用スポーツ心理学 スポーツマーケティング論 武道文化論 武道史 スポーツ戦術実践論 スポーツ産業論 スポーツ調査法 スポーツビジネス論
		ゼミナール	ゼミナールⅡ ゼミナールⅢ
		専攻科目	生涯スポーツ学総論
		指導実践科目	生涯スポーツ指導実習
	生理学（運動生理学を含む。）	社会・文化・自然科目	身体科学論
		基礎科目 A	○運動生理学 解剖生理学 スポーツ栄養学 バイオメカニクス スポーツ医学
		基礎科目 B	トレーニング科学概論
		応用科目	運動処方論 コンディショニング論・実習 身体発育発達・老化論 運動生化学 ヘルスプロモーション論・実習
		実験演習科目	体育学実験Ⅰ 体育学実験Ⅱ
	衛生学・公衆衛生学	1	基礎科目 A ○衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	基礎科目 A 健康教育学
		基礎科目 B	○救急処置論・実習 ○学校保健
		応用科目	アスレチックトレーナー論
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 (4)	教職関連科目	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅲ 保健体育科教育法Ⅳ
計	28 (24) 以上		

（履修方法等）

- は、必ず修得しなければならない授業科目（一般的包括的内容を含む科目）を示します。
- 『体育実技』の単位は、関連実技科目のなかで一般的包括的内容を含む科目に設定されている下記①～②の科目について次のとおり修得するものとします。
 - 「バスケtボール」「サッカー」「バレーボール」「テニス」「卓球」「バドミントン」「ソフトボール」のうちから1科目以上修得するものとします。
 - 「柔道」「剣道」のうちから1科目以上修得するものとします。
- 『体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史』の単位は、「スポーツ社会学」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうちから1科目以上修得するものとします。
- （ ）は、高等学校教諭一種免許状を受ける場合の最低修得単位数を示します。

(4) 教育の基礎的理解に関する科目等及び修得単位数

修得すべき教育の基礎的理解に関する科目等及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教免法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開講授業科目		
科 目	各科目に含める必要事項	最低修得 単 位 数	授業科目	単 位	開設年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	学校と教育の歴史	2	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育法・教育行政	2	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (8)	道徳の理論と指導法	2	3
	中学校：総合的な学習の時間の指導法 高校：総合的な探究の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1	3
	特別活動の指導法		特別活動論	1	3
	教育の方法及び技術		教育の方法と技術	1	2
	情報通信技術を活用した教育の理論および方法		教育と ICT 活用	1	2
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談・カウンセリング論	2	3
教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	5 4	4 4
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	4
計		27 以上 (23 以上)			

(履修方法等)

- 1 () は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数を示します。
- 2 「道徳の理論と指導法」については、高等学校教諭一種免許状を取得する場合には修得を要しない。
- 3 教育実習については、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合は「教育実習Ⅰ」を、高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は「教育実習Ⅱ」を修得しなければなりません。

(5) 大学が独自に設定する科目及び修得単位数

修得すべき大学が独自に設定する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教免法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目等	
教免法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目	中 4 高 1 2	ボランティア活動	1
		※ 介護等体験	1
		※※ 道徳の理論と指導法	2
		総合演習 A	2
		総合演習 B	2

(履修方法等)

- ※の科目は、中学校教諭一種免許状の取得において必修とします。
- ※※の科目は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合において、大学が独自に設定する科目の単位とします。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とします。

(6) 教育実習の概要

教育実習については、次のような基本方針を定めて実施しています。

また、教育実習の実施計画などについて適切な指導が行えるよう、教職教育等小委員会が設置されています。

ア 教育実習の目的

教育実習は、教育実践の場において、実習校の校長、教頭及び指導教諭の指導のもとで直接生徒に接し、教師になるために必要な実践上及び研究上の専門的知識、技術を習得するために実施されています。

このような観点から教育実習の目的は、およそ次の4点に要約されます。

- ① 学校教育の実践の場において、教育の実態を知ること。
- ② 大学で学んだ教科の理論、知識、技術を実習を通して実践展開し、保健体育に関する専門的能力を身につけること。
- ③ 専門とする保健体育に関する教科のほか、ホームルーム活動、クラブ活動、生徒指導及び学校行事等の学校教育全般にわたって体験し、理解を深めること。
- ④ 生徒の発達を全体的に理解し、教育者としての自覚と資質を高めること。

イ 教育実習の内容

教育実習は、原則的には、それぞれの実習校の教育課程や指導計画に従うことになりますが、それは上述したように観察、参加、及び実習から成り立っています。学校の組織を知り、教育活動の全般について観察し、次に参加して、実際に授業を行い、学級担任の任務を理解するとともに、生徒個人及び学級集団における人間関係を知る力をも養うものです。

実習校では、およそ次のような領域にわたって実習することになります。

- ① 保健体育教科の学習指導 - その準備、実施、評価
- ② 学級活動・ホームルーム活動
- ③ 生徒会活動
- ④ 学校行事
- ⑤ 道徳教育（中学校）
- ⑥ 個別的生徒指導
- ⑦ 管理的事務処理

ウ 教育実習の参加資格

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。教育実習を履修する場合の参加条件科目は、本学において修得した科目のみとなります。（入学前の既修得を除く）

● 令和4年度以降入学生のうち「教育実習Ⅰ」参加者（中学校及び高等学校免許取得希望者）

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。（90単位以上修得していること。）
- ② 「日本国憲法」「体育学概論」を修得していること。
- ③ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ④ 「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑤ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」を修得し、「スポーツ社会学」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑥ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育の方法と技術」「教育とICT活用」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

● 令和4年度以降入学生のうち「教育実習Ⅱ」参加者（高等学校のみ免許取得希望者）

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。（90単位以上修得していること。）
- ② 「日本国憲法」「体育学概論」を修得していること。
- ③ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ④ 「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑤ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」を修得し、「スポーツ社会学」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑥ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育の方法と技術」「教育とICT活用」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

● 令和4年度以降編入学生のうち「教育実習Ⅰ」参加者（中学校及び高等学校免許取得希望者）

第3年次編入学生の教育実習の受講資格については、次の諸要件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。（28単位以上修得していること。）
- ② 「日本国憲法」「体育学概論」を修得していること。
- ③ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ④ 「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑤ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」を修得していること。
- ⑥ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育の方法と技術」「教育とICT活用」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

● 令和4年度以降編入学生のうち「教育実習Ⅱ」参加者（高等学校のみ免許取得希望者）

第3年次編入学生の教育実習の受講資格については次の諸要件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。（28単位以上修得していること。）
- ② 「日本国憲法」「体育学概論」を修得していること。
- ③ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ④ 「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑤ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」を修得していること。
- ⑥ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育の方法と技術」「教育とICT活用」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

エ 教育実習の事前及び事後指導

教育実習参加希望者に対しては、教育職員の役割、教育実習生としての心得、教育実習の内容、実習方法、実習中の注意事項等についての事前指導を行うとともに、教育実習終了後に、更に事後指導を行います。

なお、事前及び事後指導に出席しない学生に対しては、原則として教育実習の単位は認定されません。

オ 教育実習方法と評価

教育実習の内容に従い、具体的な指導計画の立案、実施、評価については、実習校の校長に一任します。

カ 教育実習の時期と期間

- ① 中学校と高等学校両方の教員免許状を取得希望の人
原則として、中学校で4年次の春期に連続3週間の実施となります。
ただし、連続3週間の実習が可能な場合は、高等学校での実習を認めます。
- ② 高等学校の免許状のみ取得希望の人
原則として、高等学校で4年次の春期に連続2週間の実習となります。

キ 教育実習経費

教育実習に係る謝金等の教育実習経費は、実習生の個人負担となります。金額は、実習校及び実習地域により異なりますので、留意しておいてください。

ク 教育実習を履修する上での留意事項

教育実習を履修する学生は、教員免許状を取得する目的や教育実践の場での実習であることを認識した上で、十分な事前準備や事後における復習を行うとともに、教員採用試験を受験することが望ましく、採用されるための準備を早い時期から行うことが大切です。

(7) 教職実践演習の時期と履修要件

教職実践演習は「教職課程の集大成」として位置づけ、教員になるために必要な知識や技能等を再確認するものです。

以上を踏まえて教職実践演習の開講時期と履修要件は次のとおりとします。

ア 開講時期

4年次の後期とする

イ 履修要件

教育実習を履修した者、又は、同一年度内において教育実習を履修予定の者